

総行政第31号  
平成25年2月28日

各都道府県知事  
各政令指定都市市長 } 殿

総務省地域力創造審議官



東日本大震災二周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、内閣官房長官から別添写文書のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、貴都道府県内市区町村に対しても、周知方よろしくお取り計らい願います。

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

電話 03-5253-5523

FAX 03-5253-5587

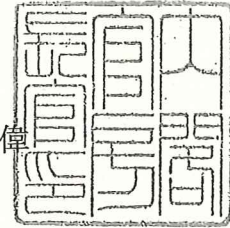


府 総 第 112 号

平成25年2月26日

総 務 大 臣  
新 藤 義 孝 殿

内 閣 官 房 長 官  
菅 義 偉



東日本大震災二周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省部内及び関係者への周知方、よろしくお取り計らい願います。

また、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、併せて、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

なお、貴殿におかれましては、地方公共団体を始めとした関係機関への周知等に御協力をお願いいたします。

おって、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

#### 記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

## 東日本大震災二周年追悼式の当日における弔意表明について

〔平成 25 年 2 月 26 日〕  
閣 議 了 解

東日本大震災二周年追悼式の当日（3月11日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日閣令第七一三號〕

大喪中ノ國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ  
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

